

# 令和6年度 相模原市燃料電池自動車購入奨励金のご案内

相模原市では、次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、燃料電池自動車を購入した方に対し、奨励金を交付します。

燃料電池自動車とは、

搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される発電機(モーター)を原動機とし、内燃機関を併用しない、自動車検査証に燃料種類が圧縮水素であることが記載されている自動車をいいます。

## 目次

1	補助金の概要	P 2
1 - 1	奨励金の交付対象及び要件	P 2
1 - 2	申請コース、奨励金額及び申請期間等	P 2
1 - 3	奨励金の制限	P 2
1 - 4	申請者の要件	P 3
1 - 5	申請書類の提出方法	P 3
2	手続きの流れ	P 4
3	申請に必要な書類	P 5
4	その他の注意事項	P 7
5	お問い合わせ先・市のホームページ	P 7

### 令和6年度 申請期間

第1期	<b>令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月) 必着</b>
	第1期の奨励対象期間内(令和6年4月1日～令和6年9月30日まで)に事業が完了している対象自動車について申請すること <b>第1期の奨励対象期間外である対象自動車は、第1期申請期間での交付申請不可</b>
第2期	<b>令和7年2月3日(月)～令和7年2月28日(金) 必着</b>
	第2期の奨励対象期間内(令和6年10月1日～令和7年2月28日まで)に事業が完了している対象自動車について申請すること <b>第2期の奨励対象期間外である対象自動車は、第2期申請期間での交付申請不可</b>

申請件数が予定件数を上回った場合は、抽選になります。

## 1 奨励金の概要

### 1 - 1 奨励金の交付対象及び要件

奨励金の交付対象となる自動車は、次に掲げる要件を満たすものです。

- (1) 4輪以上の燃料電池自動車で、申請者が申請を行う年度又は前年度に経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象であること。
- (2) 新車であること。
- (3) 自動車検査証上の使用の本拠の位置が市内であること。
- (4) 自動車販売業者が販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両ではないこと。

### 1 - 2 申請コース、奨励金額及び申請期間等

申請コース、奨励金額及び申請期間について

令和6年度においては、交付の申請を受けるに当たり、申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)を2期設けます。

また、次の表のとおり申請コースごとに、各申請期間(第1期、第2期)の予定件数を設定します。

対象自動車の種別	奨励金額	予定件数
燃料電池自動車	300,000 円	年間 5 件
		第1期 3 件
		第2期 2 件

申請期間及び奨励対象期間について

申請期間ごとに、奨励の対象となる期間(以下「奨励対象期間」という。)を定めていますので、申請する場合は、その奨励対象期間内に、事業が完了している対象自動車について交付申請してください。

令和6年度の申請期間と奨励対象期間については、本ご案内の表紙の表をご確認ください。

事業が完了しているとは、事業完了日以降であることとし、事業完了日は、次の表に掲げる日のうち、最も遅い日とします。

事業完了日
(1) 車両登録完了日
(2) 納車日又はリース開始日
(3) 領収日

### 1 - 3 奨励金の制限

【交付申請回数の制限について】

奨励金の交付は、申請者又はリース事業者が複数の者に貸与する場合の賃借者が、個人の場合は1人につき1台限り、法人の場合は一の年度において1法人につき1台限りとします。

## 1 - 4 申請者の要件

申請できる方は、次の共通要件を全て満たし、申請できる方の(1)又は(2)のいずれかに当てはまる方です。

### 【共通要件】

- 対象自動車を購入し、かつ、対象自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項に記載される所有者となった者であること。  
ただし、割賦販売により対象自動車を購入した場合にあっては、対象自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項に記載される使用者となった者とする。

### 【申請できる方】

- (1) 市内に住所を有する個人で市税に未納がないこと。もしくは、市内に事業所を有する法人又は個人事業者であって、市税に未納がないこと。ただし、個人事業者にあっては、代表者の市税に未納がないこと。
- (2) 自動車の貸与を業とする事業者(以下「リース事業者」という。)であって、(1)に掲げる者に対象自動車を貸与し、市税に未納がないこと。ただし、当該対象自動車の購入に対して受けた奨励金の額を月々の貸与料金から減額するものに限る。

上記にかかわらず、次に掲げるものは、奨励金の交付を受けることができません。

- × 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- × 条例第2条第2号に規定する暴力団
- × 法人その他の団体で、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- × 法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

## 1 - 5 申請書類の提出方法

申請書類を作成し、郵送もしくはゼロカーボン推進課の窓口へ提出してください。

(郵送・提出先)

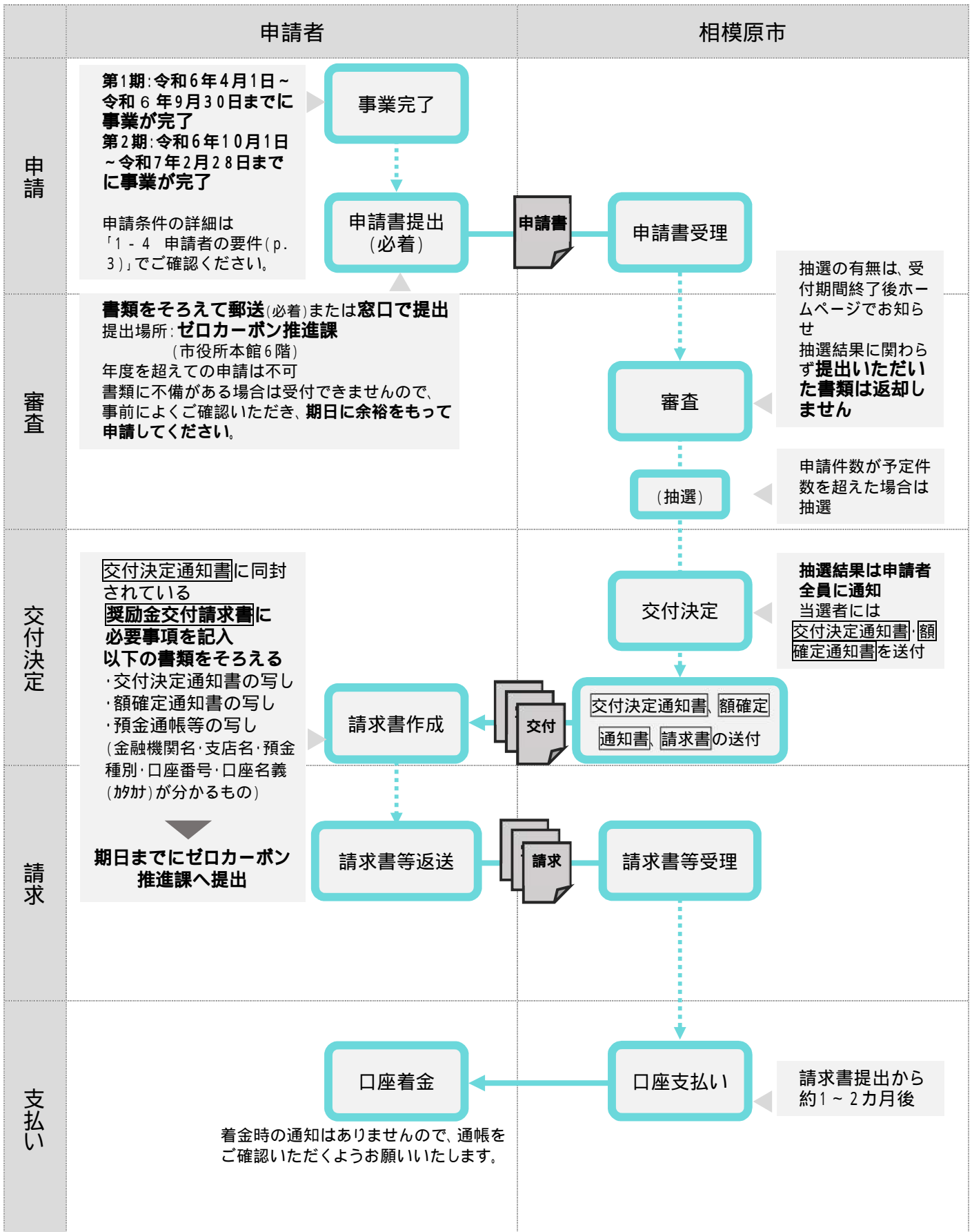
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

(宛先)

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課 燃料電池自動車購入奨励金担当 宛

ゼロカーボン推進課窓口にて提出する場合、窓口での申請書類の不備確認や審査は行いません。申請に関する郵送料などは、申請者負担となります。

## 2 手続きの流れ



事業完了日は、本ご案内のP2の表でご確認ください。

### 3 申請に必要な書類

各種様式における押印について

様式や記入例に特別な指定がない限り、申請者の氏名欄について、申請者本人が自署する場合は押印不要。  
(法人が作成する書類については、代表者印の押印が必要)

市ホームページに「様式」と「記入例」を掲載しています。

#### 申請者が個人もしくは事業者等(法人・個人事業者)の場合

必要書類	内容
申請書(第1号様式)	
対象自動車の カタログ又は仕様書	・4輪以上で申請者が申請を行う年度又は前年度に経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象であること ・燃料種類が圧縮水素であること
住民票の写し	・申請者が個人又は個人事業者の場合のみ提出が必要 3か月以内に発行されたものであること 個人事業者の場合は、事業所等の所在地を証する書類も提出
履歴事項全部証明書	・申請者が法人の場合のみ提出が必要 3か月以内に発行されたものであること
役員等氏名一覧表 (第4号様式)	・相模原市暴力団排除条例の規定により、申請者が暴力団又は暴力団員に該当しないかを神奈川県警察本部に確認するために要するもの
実績報告書(第5号様式)	
未納の税額がないことの証明書	・事業完了日以降に相模原市の税務部門が発行するもの
対象自動車の自動車権査証 及び 自動車権査証記録事項のコピー	・所有者が申請者であること (割賦販売の場合は、使用車が申請者であること) ・新規登録であること ・使用の本拠が市内であること 申請者が事業者等で、申請書に記載した所在地と異なる場合は、「使用の本拠」が支店や事業所等であることが分かるパンフレットやホームページを印刷したもの等を添付
領収書のコピー	・対象自動車の購入に係る経費の支払いを含む領収書 割賦販売の場合は、販売会社からクレジット会社宛の領収書が必要 (使用者氏名を併記等により明記すること)
納車を証する書類	・市の様式を使用するほか、販売者の所在地、名称、代表者氏名、代表者印(又は会社印)、申請者の住所、氏名、納車日と対象自動車の車両番号の記載があるもの
申請等事務手続代行選任届 (第6号様式)	【販売業者等が申請手続きを代行する場合】
本人確認書類の写し	【申請書の氏名欄に自署又は押印がない場合】 <本人確認書類例> 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等、官公署から発行された写真付き身分証明書
申請チェックシート	チェック済みのもの

申請者が個人もしくは事業者等(法人・個人事業者)の場合

必要書類	内容
申請書(第1号様式)	「リース事業者」用
対象自動車のカタログ 又は 仕様書	・4輪以上で申請者が申請を行う年度又は前年度に経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象であること ・燃料種類が圧縮水素であること
【リース事業者】の 履歴事項全部証明書	・3か月以内に発行されたもの
貸与料金算定根拠明細書 (第2号様式)	・貸与料金から補助金相当額が減額されていること
【賃借者】の住民票の写し	・賃借者が個人又は個人事業者の場合のみ提出が必要 3か月以内に発行されたものであること 個人事業者は、事業所等の所在地を証する書類も提出
【賃借者】の 履歴事項全部証明書	・賃借者が法人の場合のみ提出が必要 3か月以内に発行されたものであること
【賃借者】の未納の税額がないこと の証明書	・事業完了日以降に相模原市の税務部門が発行するもの
【賃借者】の暴力団又は 暴力団員に該当しないことの 誓約書及び同意書(第3号様式)	・相模原市暴力団排除条例の規定により、申請者及び賃借者が暴力団 又は暴力団員に該当しないかを神奈川県警察本部に確認するために 要するもの
【リース事業者】の 役員等氏名一覧表(第4号様式)	
【賃借者】の役員等氏名一覧表 (第4号様式)	
【リース事業者】の 未納の税額がないことの証明書 又は市税納税証明書	【リース事業者の所在地が市内の場合】 未納の税額がないことの証明書 ・事業完了日以降に相模原市の税務部門が発行するもの 【リース事業者の所在地が市外の場合】 法人市民税と固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税証明書 法人市民税:直近の事業年度の納税証明書 固定資産税・都市計画税: 申請する月を含む年の前年の納税証明書
実績報告書(第5号様式)	「リース事業者」用
対象自動車の 自動車検査証及び 自動車権査証記録事項のコピー	・所有者が申請者であること、新規登録であること、使用の本拠が市内 であること 賃借者が事業者等で、申請書に記載した所在地と異なる場合は、「使用の本拠」が支店や事業所等であることが分かるパンフレットやホームページを印刷したもの等を添付
領収書のコピー	・対象自動車の購入に係る経費の支払いを含む領収書
リース契約書のコピー	・車両番号、契約期間の記載があること
申請等事務手続代行選任届 (第6号様式)	【販売業者等が申請手続きを代行する場合】

本人確認書類の写し	【申請書の氏名欄に自署又は押印がない場合】 < 本人確認書類例 > 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等、官公署から発行された写真付き身分証明書
申請チェックシート	チェック済みのもの

#### 4 その他の注意事項

##### 申請の取下げについて

申請の取下げを行う場合には、奨励金の交付決定を知った日から14日以内に、相模原市燃料電池自動車購入奨励金交付申請取下げ申請書(第8号様式)を提出し、承認を受ける必要があります。

##### 交付決定の取消及び補助金の返還について

偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付の決定の際に附した条件に違反した者がいるときは、その決定を取り消すことがあります。この場合において、既に交付した奨励金があるときは、その者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることがあります。

##### 財産処分について

奨励事業により取得した対象設備等は、奨励金交付後も一定期間、奨励金の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、廃棄処分等が制限されます。

もし、処分制限期間内(4年)において、奨励金の交付を受けた対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ「相模原市燃料電池自動車購入奨励金財産処分承認申請書(第13号様式)」を市へ提出し、その承認を受ける必要があります。なお、処分制限期間内に当該財産を処分した場合(承認を受けた場合も含む)、奨励金の返還を求めることがあります。

#### 5 お問い合わせ先・市のホームページ

お問い合わせ先

相模原市役所ゼロカーボン推進課 電話:042-769-8240

市ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1008087.html>

(市 HP)

